

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

2020 年 11 月 18 日
独立行政法人日本貿易振興機構
副理事長 信谷 和重

1. 調達内容

- (1) 案件名及び数量 Japanese Sake Promotion on Malaysian E-commerce Site 一式
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書による。
- (3) 履行期間 契約日から 2021 年 3 月 31 日まで。
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法
 - ①落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とするので、入札者は、一切 の費用を含めて見積もった契約金額を入札書に記載すること。
 - ②入札者は、入札後、書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

2. 競争参加資格

- (1) 日本貿易振興機構の「契約に関する内規」第 1 2 条に該当しない者であること。
- (2) 公告の日から開札の日までの期間、契約に関し日本貿易振興機構から指名停止措置を受けていないこと。

3. 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
Japan External Trade Organization (JETRO) Kuala Lumpur
9th Floor, Chulan Tower, No. 3, Jalan Conlay, 50450 Kuala Lumpur.
Tel.: 603-21716100
- (2) 入札説明書の交付場所 ジェトロウェブサイト上に掲示
- (3) 質問の受付期間 2020 年 11 月 25 日 17 時までに mak@jetro. go. jp 宛にメール送信を行い、質問すること。
- (4) 入札書の受領期限 2020 年 12 月 2 日 17 : 00
- (5) 開札の日時及び場所 2020 年 12 月 3 日 13 : 00
Japan External Trade Organization (JETRO) Kuala Lumpur seminar room

4. 落札者の決定方法

入札説明書に示した要求要件を履行できると日本貿易振興機構が判断した入札者であって、日本貿易振興機構の「会計規程」第33条の2の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

5. 入札者に求められる義務

入札者は、入札書を MAK@jetro.go.jp CC: takayoshi.yamada@jetro.go.jp, yenyi_lim@jetro.go.jp 宛に、入札書の受領期限までに提出しなければならない。

6. 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者による入札及び入札に関する条件に違反した入札。

7. その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語又は英語及びマレーシア通貨。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除。
- (3) 契約書作成の要否 要。
- (4) 詳細は入札説明書による。

8 Summary of the tender notice

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: Mr. Kazushige Nobutani, President, Japan External Trade Organization (JETRO)
- (2) Type of notice: Notice of Procurement (Services)
- (3) Nature and quantity of the service to be required: Japanese Sake Promotion on Malaysian E-commerce Site, 1 set
- (4) Fulfillment period: From contract date to 31 March 2021 (Wed)
- (5) Fulfillment place: as specified in the tender documentation
- (6) Qualification for participating in the tendering procedures: Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall
 - ① not come under Article 12 of the Internal Rules and Regulations for Contracting, and also
 - ② not be currently under a suspension of business order as instructed by the Obligor Officer.
- (7) Time limit for question: 5:00 pm, 25th November, 2020
- (8) Time limit for tender: 5:00 pm, 2nd December, 2020

(9) Selection and announcement of the successful tender: 1:00pm, 3rd December, 2020

(10) Contact point for the notice:

Japan External Trade Organization (JETRO) Kuala Lumpur

9th Floor, Chulan Tower, No. 3, Jalan Conlay, 50450 Kuala Lumpur.

Tel.: 603-21716100

<独立行政法人と一定の関係を有する法人との契約に係る情報の公表について>

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人へのOBの再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のウェブサイトにて公表することといたしますので、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札していただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

①当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

②当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

（当該契約の締結日の直近の財務諸表の対象事業年度における金額による。）

※光熱水費、燃料費、通信費の支出に係る契約は対象外です。

また、地方公共団体及び個人は対象外です。

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

①当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当

機構における最終職名

②当機構との間の取引高

③総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

④一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当機構に提供していただく情報

①契約締結日時時点で在職している当機構OBに係る情報(人数、現在の職名及び当機構における最終職名等)

②直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

※当機構が保有する情報または公知の情報(法人のウェブサイト等)で確認ができる場合には、新たに提供していただくことはありません。

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した契約については原則として93日以内)